

(別紙)

『介護予防短期入所生活介護サービス利用料金表』

2025年4月1日適用

淡路栄光園

○介護予防短期入所生活介護:併設型

※第1号被保険者で一定以上の所得を有する方は、サービス利用に係る自己負担額が2割又は3割負担となる場合があります。

★送迎加算(片道)ご利用の初日および最終日に、送迎サービスをご利用になられた場合は、それぞれ下記の料金が加算されます。

【1割負担の場合】 (多床室、従来型個室 1日あたり)

1.ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要支援1	要支援2	送迎加算
	4,510円	5,610円	1,840円
2.うち、介護保険から 給付される金額	4,059円	5,049円	1,656円
3.サービス利用に係る 自己負担額(1-2)※	451円	561円	184円

【2割負担の場合】 (多床室、従来型個室 1日あたり)

1.ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要支援1	要支援2	送迎加算
	4,510円	5,610円	1,840円
2.うち、介護保険から 給付される金額	3,608円	4,488円	1,472円
3.サービス利用に係る 自己負担額(1-2)※	902円	1,122円	368円

【3割負担の場合】 (多床室、従来型個室 1日あたり)

1.ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要支援1	要支援2	送迎加算
	4,510円	5,610円	1,840円
2.うち、介護保険から 給付される金額	3,157円	3,927円	1,288円
3.サービス利用に係る 自己負担額(1-2)※	1,353円	1,683円	552円

○保険者(市区町村)への申請により介護保険負担額の認定を受けている方は、所得に応じて下記のような利用者負担の軽減措置があります。但し、ご利用者が世帯非課税であっても、配偶者が課税されている場合や、年金等収入額によって単身で500万円超、夫婦で1,500万円超の預貯金を保有している場合は対象外となり、基準費用額(第4段階)となります。

居住費の所得段階別負担限度額(1日あたり)

※令和6年8月から

	負担限度額			基準費用額 第4段階
	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	
多床室	0円	430円	430円	915円
従来型個室	380円	480円	880円	1,231円

◎1日の食費の合計額について負担限度額をご負担いただきます。

食費の所得段階別負担限度額(1日あたり)

	負担限度額				第4段階
	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	利用者負担 第3段階②	
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1800円

◎1日の食費の合計額について負担限度額をご負担いただきます。

<短期入所生活介護サービスにおける加算料金(自己負担額)>

当施設の体制やご利用者の心身の状況に応じて以下の加算料金(介護保険の給付対象となるサービス：該当欄に○印あり)をいただきます。(料金は1日あたり)

加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
サービス提供体制強化加算 (I)	①介護福祉士が80%以上配置されている ②勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が35%以上。	22円	44円	66円	
サービス提供体制強化加算 (II)	①介護福祉士が60%以上配置されている	18円	36円	54円	○
サービス提供体制強化加算 (III)	①介護福祉士50%以上配置されている。 ②常勤職員75%以上配置されている。 ③勤続7年以上30%以上配置されている。	6円	12円	18円	
送迎加算	居宅と事業所間の送迎を行う場合(片道)	184円 /回	368円 /回	552円 /回	(○)
療養食加算	医師の指示のもと、療養食が必要な方に管理栄養士が管理する食事が提供された場合 1日3食を限度とし、1食を1回として算定する	8円 /回	16円 /回	24円 /回	(○)
機能訓練体制加算	機能訓練指導員の職務に専従する常勤の看護職員等が1名以上配置されている場合	12円	24円	36円	○

個別機能訓練加算	専ら機能訓練の職務に従事する職員を配置し、ご利用者の居宅を訪問した上でご利用者の状況に応じた機能訓練を適切に提供している場合	56円	112円	168円	(○)
加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
生活機能向上連携加算 (I)(II)	①外部のリハビリテーション専門職等と連携し、介護老人福祉施設等の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成している	(I) 100円/月	(I) 200円/月	(I) 300円/月	
	②機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施している	(II) 200円/月 100円/月 (個別機能訓練を算定している場合)	(II) 400円/月 200円/月 (個別機能訓練を算定している場合)	(II) 600円/月 300円/月 (個別機能訓練を算定している場合)	
口腔連携強化加算	事業所の従事者が口腔の評価を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関および介護支援専門員に対し、結果を情報提供した場合 歯科訪問診療の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、事業所の従事者からの相談に対応する体制を確保し文書等で取り決めていること ※1月に1回限り算定可能	50円	100円	150円	
認知症専門ケア加算(I)	①利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状、若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上 ②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が、19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している ③当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している	3円	6円	9円	
認知症専門ケア加算(II)	①加算(I)の基準のいずれも適合する ②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施している ③当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定している	4円	8円	12円	

認知症 行動・ 心理症状 緊急対応 加算	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した方を受け入れた場合(7日を限度に)	200円	400円	600円	(○)
加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
若年性 認知症受入 加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当を定め受け入れを行った場合	120円	240円	360円	(○)
長期利用 者減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合、所定単位数から減算を行う	減算 30円			(○)
長期利用 の適正化	連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合、所定単位数から減算を行う	減算 30円			(○)
生産性向上推 進体制加算 (Ⅰ)	①(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入しており、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。	100円/月	200円/月	300円/月	
生産性向上推 進体制加算 (Ⅱ)	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。	10円/月	20円/月	30円/月	
業務継続計画 未実施減算	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。	所定の単位数より 3%減算			

<p>高齢者虐待防止措置未実施減算</p>	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること</p>	<p>所定の単位数より 1%減算</p>	
<p>身体拘束廃止未実施減算</p>	<p>虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>所定の単位数より 1%減算</p>	
<p>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p>	<p>新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること ※令和6年6月1日より算定開始</p>	<p>所定の 単位数 ×14.0%</p>	<p>○</p>

注1) サービス提供体制強化加算は、該当するいずれか1つを算定します。

注2) 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合、若年性認知症受入加算及び

緊急短期入所受入加算は算定されません。

注3) 在宅中重度者受入加算を算定している場合、医療連携強化加算は算定されません。

注4) 該当欄の(○)は、対象となった場合に算定する加算です。

注5) サービス利用料金に変更がある場合は1ヶ月前に文書にて通知します。